NO. 246

全養協通信

平成25年8月30日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会 東京都千代田区霞が関 3·3·2 新霞が関ビル 〒100-8980 TEL03·3581-6503 FAX03·3581-6509 http://www.zenvokyo.gr.jp/

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設にお送りしています

≪今号のトピックス(見出し一覧)≫

- 1. 平成 26 年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要を公表
- 2. 社会保障制度プログラム法案骨子が閣議決定 —社会的養護の充実について明示される—
- 3. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)が示される
- 4. 全養協制度関係協議員アンケート結果の報告
- 5. 全養協 平成 25 年度第2回協議員総会を実施 ―監査役を選出―
- 6. 児童福祉週間「標語募集」
- 7. 全養協からのお知らせ

≪今号の同封物一覧(会員施設)≫

- 1. 平成 26 年度予算概算要求の概要
- 2. 全養協制度関係協議員アンケート結果
- 3. 【寄贈関係文書】日本スポーツ用品協同組合連合会から施設へのボール寄贈
- 4. 全国自立援助ホーム協議会 20 回記念東京大会(案内)

1. 平成 26 年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要を公表

厚生労働省は、平成 26 年度予算概算要求をとりまとめ、財務省に提出しました。一般会計の要求総額は、今年度当初予算に比べ 3.8%増の 30 兆 5,620 億円でした。雇用均等・児童家庭局一般会計の概算要求額は、同 0.8%増の 2 兆 187 億円で、このうち 106 億円を「地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化」(91 億円)、ならびに「ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化」(15 億円) にあてるとしています。

家庭福祉対策関係予算では、社会的養護体制の充実として約987億円の概算要求が行われていますが、そのうち児童入所施設措置費関係は924.7億円となっており、今年度当初予算より16億円超の増額となっています。

「児童養護施設等の職員の人材確保対策」として、職員研修代替職員雇い上げ費用の補助対象が実習生(学生)にも拡充されています(関連通知「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の実施について」(雇児発 0607 第7号/平成 25 年6月7日))。また、25 年度に引き続き、「要保護児童の自立支援の充実」として、「措置延長による大学等進学者に対する特別育成費及び大学進学等自立生活支度費等の適用」を要求しています。

なお、生活扶助基準見直しに伴う措置費への影響、消費税率引き上げに伴う人員配置基準の 見直しについては、「予算編成過程で検討」と表現されています。詳細は、厚生労働省ホーム ページをご参照ください。

厚労省 HP「平成 26 年度厚生労働省所管概算要求関係」

http://www.mhlw.go.ip/wp/vosan/vosan/

平成26年度 雇用均等・児童家庭局 概算要求の概要(一部抜粋)

≪新しい日本のための優先課題推進枠≫

〇地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化(91億円)

「少子化危機突破のための緊急対策(平成25年6月7日少子化社会対策会議決定)」等に基づく取 組を進め、「地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化」を図る。

- (1) 妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援(産後ケアを含む)を各地域の特性に応じて行うためのモデ ル事業を実施する。
- ② 都道府県等の「女性健康支援センター」に全国統一の電話番号を設けるなど、妊娠・出産などに関する相 談・支援体制を充実する。
- ③ 不妊治療に係る近年の医学的知見を踏まえ、より安心・安全な妊娠・出産に資する適切な支援の観点か ら、不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成範囲を見直すとともに、相談・支援体制を充実する。
- ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化(15億円)

「日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)」において、女性が活躍できる環境整備を推進することとさ れ、「母子家庭の母等への就業支援」が位置づけられ、また、子どもの貧困対策の強化が求められていることから、 ひとり親家庭それぞれの様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせて総合的・包括的な支援を行うた め、相談体制の強化等を図るとともに、就業支援関連事業及び子どもに対する支援施策の充実強化を図る。

- ① 自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じたワンストップの相談窓口の構築を推進すると ともに、自治体の支援体制を検証し、好事例について全国へ展開する。
- ② 転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業の充実強化や子どもに対するピアサポートを伴う学習支 援等の推進を図る。

平成26年度 厚生労働省家庭福祉対策関係予算概算要求の概要(一部抜粋)

(平成25年度予算額) (平成26年度概算要求額)

312. 041百万円

→ 322, 145百万円

|1. 社会的養護体制の充実 |

96. 741百万円

 \rightarrow 98. 725百万円

(うち、児童入所施設措置費90,788百万円→92,477百万円)

(1)施設における家庭的養護の推進

小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の増を図る。家庭的養護への転換を図るため、建 物の賃借料の措置費算定(月額10万円)

- (2)里親支援等の推進
 - ○里親支援専門相談員の配置
 - ○ファミリーホームへの賃借料の算定
 - ○里親支援機関事業の推進
 - ○調査研究事業の実施
- (3)被虐待児童等への支援の充実
 - 〇受け入れ児童数の拡大
 - ○母子生活支援施設に保育設備を設けている場合の保育士の人員配置の引上げ
 - 〇児童家庭支援センター運営等事業の推進
 - ○児童養護施設等の職員の人材確保対策
- (4)要保護児童の自立支援の充実
 - 〇措置延長による大学等進学者への特別育成費及び大学進学等自立生活支度費等の適用
 - 〇自立援助ホームの設置推進
 - ○児童養護施設の退所者等の就業支援事業

2. 社会保障制度プログラム法案骨子が閣議決定

―社会的養護の充実について明示される―

政府は8月 21 日、社会保障改革の方針や実施時期を明示した「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」(プログラム法案骨子)を閣議決定しました。

これは、昨年8月に施行された社会保障制度改革推進法第4条で、政府に対し求められていた、社会保障制度改革国民会議の審議結果を踏まえた法制上の措置にあたるものです。

少子化対策、医療制度、介護保険制度、公的年金制度の4つの分野・制度別に具体的内容が 示されており、社会的養護については、「1. 少子化対策」(1) ③で触れられています。

※標記骨子より抜粋

(1)急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに仕事と子育ての両立支援を推進する観点から、次に掲げる措置(待機児童解消加速化プランの実施に当たって必要となるものを含む。)等を着実に実施する。

その際、全世代型の社会保障を目指す中で、少子化対策を全ての世代に夢や希望を与える日本社会への投資であると認識し、幅広い観点から取り組む。

- (1) 子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施のために必要な措置
- ② 保育緊急確保事業の実施のために必要な措置
- ③ 社会的養護の充実に当たり必要となる児童養護施設等における養育環境等の整備のために必要な措置

今後、政府は本骨子にもとづきプログラム法案を策定し今秋にも開催される臨時国会に提出 される見通しです。法案骨子の全文については、首相官邸ホームページをご確認ください。

首相官邸 HP「社会保障・税一体改革ページ」

http://www.kantei.go.jp/jp/headline/syakaihosyou2013.html

3. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)が示される

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室は、都道府県・指定都市・中核市の子ども・子育て支援新制度担当部局に対し、8月6日付にて、事務連絡文書「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」を発出し、子ども・子育て会議における審議等を踏まえたとりまとめ案を周知しました。社会的養護施策との連携や社会的養護体制の充実についても盛り込まれ、本体施設・グループホーム・里親等を3分の1ずつにしていくことを目標とした必要事業量を設定し、体制整備を計画的に推進することなどが示されています。

なお、本案は、最終的には、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」として内閣府告示(12 月予定)により定められる予定であり、今後修正が入る可能性があるとのことです。詳細は内閣府ホームページをご参照ください。

内閣府 HP「子ども・子育て支援新制度説明会」

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/setsumeikai/h250806/index.html

<子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)より一部抜粋>

- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- (一)児童虐待防止対策の充実
- (1) 関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化(略)
- (2) 発生予防、早期発見、早期対応等(略)
- (3) 社会的養護施策との連携

市町村が子ども・子育て支援を推進するに際しては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携、市町村の求めに応じて技術的助言等を行う児童家庭支援センターの活用等、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するための連携が必要である。他方で、地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、市町村、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における都道府県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備をする。また、母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図る。

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- (一)児童虐待防止対策の充実(略)

(二)社会的養護体制の充実

社会的養護の体制整備については、虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の増加に対応して、質・量ともに充実を図る必要がある。このため、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境で行われることを目指し、原則として家庭養護(里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)(以下「里親等」という。)における養護をいう。)を優先するとともに、施設養護(児童養護施設、乳児院等における養護をいう。)もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要がある。具体的には、今後十五年で、社会的養護の形態(児童養護施設、乳児院及び里親等に限る。)について、全ての本体施設を小規模グループケア化するとともに、本体施設、グループホーム(地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアをいう。以下(二)において同じ。)及び里親等をおおむね三分の一ずつの割合にしていくことを目標として必要事業量を設定するとともに、次の基本的な方向性に沿って社会的養護体制の整備を計画的に推進し、質の高いケアを目指す。

(1) 家庭的養護の推進

ア里親委託等の推進

社会的養護では里親委託を優先して検討することが原則であり、里親等委託率を設定し、里親の開拓、里親支援の充実等により里親委託を推進する。里親支援については、児童相談所が中心となり、市町村や里親支援機関、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センター等と連携し、里親の研修、相談支援、相互交流等を行う。また、里親の開拓及び里親支援の充実のため、地域や関係機関の理解と協力を得られるよう市町村等と連携して取り組むほか、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)も促進する。

イ施設の小規模化及び地域分散化の推進

(二)の柱書きの目標を達成するため、都道府県は、都道府県推進計画(平成二十七年度から十五年間程度を対象とした児童養護施設及び乳児院の小規模化及び地域分散化並びに家庭養護の推進のために取り組むべき具体的な方策を定めた計画をいう。)を、家庭的養護推進計画(管内の各施設が小規模化等を進めるために取り組むべき具体的な方策を定めた計画をいう。)と整合的なものとなるよう調整

して作成することされており、これに沿い、本体施設、グループホーム、里親等の必要事業量等を設定して 地域の実情に即した取組を推進すること。また、地域分散化を進めるに際しては市町村等と連携し、地域 の理解と協力が得られるよう努める。

(2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等のため、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要である。特に、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもには情緒障害児短期治療施設における心理治療等の支援が、不良行為をした子どもや生活指導を要する子どもには児童自立支援施設における社会的自立に向けた支援が、DV被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には母子生活支援施設における専門的支援が必要である。このため、各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置の推進等専門的ケアの体制の整備や、基幹的職員研修等への参加等施設職員の支援技術向上のための取組を行う。また、社会的養護の担い手となる職員の確保及びその専門性の向上のため、その必要量を踏まえて養成、研修体制を整備する必要がある。さらに、社会的養護体制についても、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に係る都道府県単位での設置、児童養護施設及び乳児院等に係る一定規模の地域単位での設置、里親等に係る市町村単位での複数確保等、重層的で体系的な整備を推進する。なお、情緒障害児短期治療施設については、各都道府県で一か所以上の設置が適切である。

(3) 自立支援の充実

社会的養護により育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等自立生活に必要な力を始め、一人の人間として生きていく基本的な力が得られる養育を行う必要があり、そのための体制整備を行う。他方、自立生活能力がないまま施設退所等をすることとならないよう、十八歳以降の措置延長を積極的に活用する。また、施設退所者等の自立を支援する自立援助ホームについて、施設退所者数や地域の実情等を勘案して必要量を見込み、設置を推進する。さらに、社会的養護により育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援の体制を整備する。

(4) 家族支援及び地域支援の充実

虐待の防止、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等の地域の子育て家庭への支援等の地域支援の充実が重要である。このため、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員の配置等施設のソーシャルワーク機能を強化するとともに、児童家庭支援センターを積極的に活用する。さらに、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援が可能である母子生活支援施設については、必要な体制整備を図るとともに、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図る。

(5) 子どもの権利擁護の推進

子どもの権利擁護の強化を図るため、児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待に対する措置及びケアの質の向上のための取組等を進め、被措置児童等虐待の禁止について施設職員等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組む。また、被措置児童等虐待に関する通告や届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等に関し、ガイドラインを定め、都道府県において予め対応について意識を共有するとともに、適切に対応できる体制を整備するほか、必要に応じてガイドラインや体制を見直す。さらに、ケアの質の向上を進めるため、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、義務化された第三者評価の受審を求める。

4. 全養協 制度関係協議員アンケート結果の報告

本会制度政策部では、本会協議員に対し、①親権制度の見直し(監護措置と親権との関係ガイドライン)に関するアンケート、および②「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」に関するアンケートを行いました(平成 25 年4月~5月)。このたびその結果をとりまとめましたので、別紙のとおり報告いたします。

5. 全養協 平成 25 年度第2回協議員総会を実施 ―監査役を選出―

本会は、7月 25 日発出にて第2回協議員総会(文書審議)を開催し、土釜監査役の退任 (四国ブロック協議会会長に就任)にともなう新たな監査役の選出を行いました。その結果、 高橋昌文氏(岡山県・悲眼院)が選出されました。

6. 児童福祉週間「標語募集」

厚生労働省では、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行っています。

厚労省、全社協、こども未来財団では、この児童福祉週間の象徴となる平成 26 年度の標語を 9 月 2 日 (月) ~10 月 21 日 (月) まで募集します。未発表の作品ならば、どなたでも応募でき、郵便、ファクシミリ、インターネットいずれからでも可能です。最優秀作品は全国各地で行う広報・啓発活動などで活用されます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

こども未来財団ホームページ「平成26年度第68回『児童福祉週間』標語の募集について」

http://www.kodomomiraizaidan.or_jp/jidohukushi/25hyogo-bosyu26.html

7. 全養協からのお知らせ

(1)「第22回雨宮児童福祉財団修学助成金」申請に係るご案内

公益財団法人雨宮児童福祉財団は、児童福祉施設等を利用している児童が専門学校、大学・ 短大等に進学する場合の修学助成金事業を実施いたします。詳細は、全養協通信 No.245 (8 月8日付)に同封した申請要項をご参照ください。

(申請要項は全養協ホームページhttp://www.zenyokyo.gr.jp/に掲載予定です)

対 象	平成 25 年3月に高校卒業後、大学・短大・専門学校・専修学校に進学する方のうち、他の 機関から返済義務のない入学金の助成を受けていない方。
助成内容	入学金
申請受付	平成 25 年9月2日(月)から
申請締切	【第 1 次締切】平成 25 年 10 月 31 日(木)必着
	【最終締切】平成25年11月25日(月)当日消印有効

(2) 新規開設施設情報をお知らせください

養育単位の小規模化が進み、同一法人内外における新規児童養護施設の開設、大舎制施設の 分園化にともなう新規施設の設置が進んでおります。貴施設におかれまして、新規施設の情報 等がございましたら、概要(施設名、施設長名、所在、定員、創設日等)につき、本会協議員 を通じて事務局までお知らせくださるようお願いいたします。

(参考)会員児童養護施設数(全養協調べ)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年8月現在
施設数	579か所	585か所	589か所	593か所

(3) 第67回全国大会 (三重大会) の開催について

本年 11 月 20 日 (水) ~22 日 (金) の 3 日間、三重県伊勢市にて、「第 67 回全国児童養護施設長研究協議会 (三重大会)」を開催します。大会の詳細は、別途お送りする開催要綱 (9 月中旬頃予定) にてご案内いたしますので、ご予定くださいますようよろしくお願いいたします。